

京都市訓令甲第22号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第17号を削り、同項第16号中「5,000,000円」を「10,000,000円」に、「の交付決定」を「に係る交付決定その他の決定」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 審議会、審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関する事。

別表次長の項中第30号を第31号とし、第27号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) ホームページの作成に関する事。

別表担当課長の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 担当事務に係るホームページの作成に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)